

**兵高教組 2025年5月13日
調査情報 6号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

あなたは毎月 見ていますか？ 年度はじめや勤務に関する状況が変化したときに要確認
給料の明細で諸手当等の確認を
再任用者や遠距離・長時間通勤者は、今回は特に要注意

みなさんは毎月、給料の明細を見ていますか。

転勤した人ならば申請した手段等に応じた通勤手当が支給されているか、地域手当の異動保障は適用されているかなど、新採用者ならば正しい前歴換算によって号給が決定されているか、手当はきちんと支給されているかなど、自分で確かめることができます。また、確定交渉での改善部分や、改悪を阻止した部分などもわかります。手当支給等に関する誤りが見つかることもあります。

2025年4月からの改善で、再任用者に新たに支給されるようになった手当や、遠距離・長時間通勤の場合の通勤手当の改善があります。対象者に改善された手当が支給されていない場合があるようです。よく確認してください。

①給料月額

平均3%引き上げ

2024確定交渉において、国並みの給料表改定(平均3%引き上げ)を勝ち取りました。若年層29,600円～高齢層3,300円の引き上げ(ベースアップ)です。2024年4月1日に遡って改定されています。1月には定期昇給しています。

給与支払明細書									
支給年月	所属コード	職員コード	氏名			表級号給	給料表額・差額	7割・調整	
給料(調整額)	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	管理職手当	在宅勤務手当	特種勤務手当
① 円	③ 円	円	④ 円	円	② 円	⑤ 円	円	円	円
特地勤務手当	へき地手当	寒冷地手当 (薪炭加算)	超過勤務手当	夜勤手当	宿泊直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	
④ 円	④ 円	④ 円	円	円	円	円	円	円	円

②通勤手当の改善[2025年4月1日から]

1ヶ月あたりの限度額が55,000円から150,000円に引き上げられました。

また、特急料金・高速道路料金について支給限度額の範囲内で全額支給となりました。「特急・高速道路等を利用しない場合に 片道60km以上 または 90分以上」の要件はありますが、「片道30分以上短縮」という要件が「通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる場合」に変わったので、短縮時間が30分より少なくとも支給は可能です。これまでの支給額は「特急料金等の2分の1の額」「上限3万円」だったので自己負担が大きく、要件を満たすけれど利用しなかったという人もいるでしょう。ところが、そういう人に、今回の改善について職場で十分に案内されていない

可能性があります。例えば、高速道路を使えば片道20分の短縮になるが、これまで月2万円の自己負担になるから一般道で通勤していたという人が、何も知らされていない可能性があるということです。最初は片道80分だったのが95分かかるようになったけれど手当の支給を申請していないから時間の変更も届け出ていない、ということもあるかもしれません。県教委のQ&Aでは、既支給者に対しては「届出不要」としているだけで、支給されていない人への案内は指示されていません。全員に丁寧に案内するべきです。

③扶養手当の改定は2026年度から

2025度改定は見送り。2026年度より段階的移行(配偶者:引き下げ、子:引き上げ)。

④再任用者の手当支給[2025年4月1日から]

住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当、へき地手当の支給と、地域手当の異動保障[2025年4月1日以後の異動]がされるようになりました。正規や臨時講師の手当支給との差はありますが、少し改善です。

これまで支給されていなかった手当に関する状況については、届出をしていないので把握はできていませんが、その案内や確認がされないまま不支給となっているケースがありました。すべての再任用者への案内・確認が必要です。

⑤単身赴任手当支給の改善[2025年4月1日から]

新採用時の単身赴任も支給対象となりました。昨年度の新採用者も該当します。

◆手当支給等についての改善が反映されていない場合は申し出を

改善部分は反映されているでしょうか。高教組は県教委に対して、職場での周知を求めていますが、学校によっては案内・確認が不十分な場合もあるようです。

今回の改善点も含めて、自分の給料や手当について確認して、疑問点があれば尋ねてみてはどうでしょうか。過去には、本人が申請した通勤距離が勝手に短くされて通勤手当が減らされていた、というようなこともあります。人がすることなので、間違いもあります。お互いに確認しましょう。

問題があれば高教組にご相談ください。

あなたも高教組へ。教職員の生活と権利を守るとりくみを、ぜひ一緒に!